第２回一般競争入札実施要領

【期間入札】

一般競争入札物件：３件

この物件の所有権移転登記は宮崎県が行います。

（※登録免許税は購入者の負担となります。）

入札に参加を希望される方は、本実施要領及び売買契約書案を熟読の上、内容を十分把握したうえで、ご参加ください。



お問い合わせ先

宮崎県総務部財産総合管理課（財産活用担当）

住所　〒880－8501　宮崎市橘通東２丁目１０番１号

〔電話　0985－26－7018〕

宮崎県ホームページ　https://www.pref.miyazaki.lg.jp/

目　次

入札物件一覧・・・

入札物件一覧

物件１：元緑ケ丘駐在所

区分	所在地 （家屋番号）	地目 （構造）	建物の 種類	実測面積 （㎡）	用途地域	**予定価格** **（円）**
土地	延岡市緑ケ丘四丁目５番２	宅地	―	362.46	都市計画区域（第二種中高層住居専用地域）	**11,795,600** 【内　訳】 土地 11,338,000 建物（消費税及び地方消費税込み） 457,600
建物		木造スレート葺２階建	事務所兼居宅	117.90 （未登記）		

物件２：元大武教職員住宅Ⅲ棟

区分	所在地 （家屋番号）	地目 （構造）	建物の 種類	実測面積 （㎡）	用途地域	**予定価格** **（円）**
土地	延岡市大武町5293番１	宅地	―	1,250.18	都市計画区域（第一種住居地域）	**400,000** 【内　訳】 土地 400,000
建物	延岡市大武町5293番地１ （5293番１）	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	共同住宅	787.81 （公簿）		
		軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	倉庫	25.31 （公簿）		
		軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	倉庫	25.31 （公簿）		
		鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	ポンプ室	8.40 （公簿）		

物件３：元単身寮霧島

区分	所在地 （家屋番号）	地目 （構造）	建物の 種類	実測面積 （㎡）	用途地域	**予定価格** **（円）**
土地	小林市細野字沢牟田 2037 番 2	宅地	―	664.55	非線引都市計画区域（第一種住居地域）	**2,403,000** 【内 訳】 土地 1,820,000 建物（消費税及び地方消費税込み） 583,000
建物	小林市細野字沢牟田 2037 番地 2 （2037 番 2）	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	共同住宅	375.23 （公簿）		
		軽量鉄骨造スレート葺平家建	倉庫	20.00 （公簿）		

建物の予定価格には、消費税及び地方消費税相当額（税率合計10％）を含んでいます。

※ 売買代金（落札額）の土地価格と建物価格の内訳は、本県が決定します。

※ 物件の詳細については、物件調書等（15ページ～35ページ）をご覧ください。なお、物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。（物件の現地説明については、事前の申込が必要です。※5ページ参照）

日　　程

令和８年１０月３０日(金) 入　札　の　公　告 入札案内・入札書等配布開始	■宮崎県ホームページで公告します。 ■入札案内等は宮崎県総務部財産総合管理課で配布します。
↓	
令和８年１１月１６日(月) から令和８年１１月１７日(火) 現　地　説　明	■参加申込は、令和８年１１月１２日（木）の午後５時までに行ってください。 ■各物件毎に現地説明日及び時間が決まっていますので、詳細は実施要領の５ページで確認してください。
↓	
入札参加申込書・入札関係書類受付期間 令和８年１０月３０日(金) から令和８年１２月３日(木) ※最終日は、持参・郵送とも午後５時必着	■一般競争入札参加申込書は、宮崎県が配布する申込書に必要事項を記入してください。 ■入札保証金は、あらかじめ宮崎県が配布する納付書により金融機関で入札保証金を納付してください。 ■入札参加申込書及び入札関係書類は所定の封筒を用いて期限までに提出してください。
↓	
令和８年１２月１０日（木） 開札及び落札者の決定	■各物件毎に開札時間が決まっていますので、詳細は実施要領の10ページで確認してください。 ■入札結果は文書で通知します。 ■落札者以外の入札保証金は事務処理期間を経て、約４週間で還付します。 ■宮崎県庁本館１階　西会議室で実施します。
↓	
契　約　の　締　結	■落札決定の日から起算して14日以内に契約保証金を納入し契約を締結していただきます。 ■契約の締結に要する費用は落札者の負担となります。
↓	
売　買　代　金　の　支　払　い	■契約保証金は売買代金に充当します。 ■契約締結日から起算して30日以内に納入していただきます。
↓	
所　有　権　の　移　転　登　記	■登録免許税等所有権移転に要する費用は落札者の負担となります。

入札案内

１　入札案内等の配布

■　配布するもの（ホームページからもダウンロードできます。）

○　第2回一般競争入札実施要領（入札案内）
○　入札書
○　入札保証金提出書兼返還請求書
○　歳入歳出外現金納付書（入札保証金納付用）
○　一般競争入札参加申込書
○　役員等一覧
○　委任状（くじびき用）

■　配布期間

令和8年10月30日（金）から令和8年12月３日（木）まで（土・日・祝日を除く。）
午前8時30分から午後5時まで

■　配布場所

宮崎県総務部財産総合管理課
所在地：宮崎市橘通東２－１０－１　本館1階

２　入札参加資格

■　入札には、個人、法人を問わず、どなたでも参加できます。
なお落札された場合は、入札書の入札者欄に記載された方が売買契約における買受人となります。

■　２人以上の共有名義で参加することもできます。
所有権を共有で登記する場合、必ず共有名義でお申込みください。
この場合代表する方1名が入札書の入札者欄に記名押印していただき、入札手続や保証金の納入等を代表して行っていただきます。
他のすべての共有予定者も入札者の手続を確認のうえ、一般競争入札参加申込書に記名押印してください。

■　次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。（共有予定者を含む。）

①　成年被後見人
②　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
③　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
④　民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
⑤　民法第6条第1項の規定による営業の許可を得ていない未成年者又は営業の許可を得ていても入札若しくは契約行為について制限をされている未成年者
⑥　破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者で復権を得ない者
⑦　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により宮崎県が実施する一般競争入札への参加を制限されている者

⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

⑨ 入札物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（その目的が公の秩序又は善良の風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者

⑩ 次のいずれかに該当する者

ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団員を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

⑪ ⑦から⑨までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

⑫ 法人の場合は、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が⑧から⑩までのいずれかに該当する者

⑬ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者

⑭ 一般競争入札参加申込書を期限までに提出しない者

3 現地説明

■ 開催日時

〔物件1〕 令和8年11月16日（月） 午前11時
〔物件2〕 令和8年11月16日（月） 午後 1時
〔物件3〕 令和8年11月17日（火） 午前11時

■ 場所

入札物件の現地

■ 参加受付

令和8年10 月 30 日(金)から令和8年11月12 日(木)まで(土・日・祝日を除く)の午前8時 30 分から午後5時まで

○ 希望する物件を宮崎県総務部財産総合管理課電話（0985－26－7018）で事前申込みのこと。
また、改めて現地説明は行いませんのでご了承ください。
（注）当日の説明は、本入札案内を補足するものですので必ず参加ください。
なお、現地説明に参加しなかった場合でも入札には参加できますが、入札者が入札手続及び物件についてすべてを承知した上で入札したものとして取扱います。

○ **駐車場を設けておりませんので、駐車場は各自で確保してください。出来る限り公共交通機関をご利用ください。**

○ 現地説明を円滑に実施し、かつ入札の公正を確保するため、次の事項についてご協力をお願いします。

※ 現地説明の参加は、入札参加者1者につき2名以内とします。

※ 現地及びその周辺での名刺の交換やこれに類する行為は禁止します。

4 入札参加申込

この入札に参加するには、入札書とは別に入札参加申込みが必要です。

本県が入札参加資格確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについてご了承ください。

■ 入札参加申込

○ 入札に参加しようとする方は、一般競争入札参加申込書に必要事項を記入・押印（登録印）のうえ、提出してください。提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。

○ 共有名義で申し込まれる場合、「申込者」の欄に共有者を代表して入札手続を行う方の住所・氏名を記入し、「共有者」の欄に申込者以外の共有者の住所・氏名を記入し、押印してください。

■ 申込手続方法

次の必要書類を入札関係書類送付用封筒に入れて、次の受付場所に持参又は郵送（必ず一般書留郵便又は簡易書留郵便）して下さい。

≪受付場所≫

〒880－8501　宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総務部財産総合管理課　財産活用担当

■ 必要書類

○ 個人の場合　一般競争入札参加申込書

○ 法人の場合　一般競争入札参加申込書及び役員等一覧

■ 申込期間

令和8年10 月 30 日（金）から令和8年12月3日（木）【必着】

5 入札保証金

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただくことが必要です。

① 入札保証金額

入札価格（入札書に記入する消費税及び地方消費税相当額込みの価格：予定価格ではありません）の100分の5以上の額

② 納付方法

本県が交付する（又はホームページからダウンロードする）納付書により、宮崎県公金取扱金融機関（14ページ）で納付してください。金融機関で納付の際に受け取った領収印押印済みの領収証の写しが入札に必要となります。

（注1） 落札者が納付した入札保証金は、全額を契約保証金に充当します。ただし、落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は本県に帰属し、返還はいたしません。

（注2） 落札者以外の方の入札保証金は、「入札保証金提出書兼返還請求書」に記載された金融機関の口座へ振込により返還します。入札保証金に利息は付きません。なお、返還には開札後4週間程度要することがありますので、ご了承ください。

６ 入札方法

■ 提出方法

下記の提出先に持参又は郵送（必ず一般書留又は簡易書留郵便）してください。必ず所定の様式を使用してしてください。

≪提出先≫

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10－1

宮崎県総務部財産総合管理課 財産活用担当

■ 提出書類

○ 一般競争入札参加申込書（法人の場合：一般競争入札参加申込書及び役員等一覧）

○ 入札保証金提出書兼返還請求書（裏面に領収証の写しを貼付）

○ 入札書（入札書提出用封筒に封入）

※ 一般競争入札参加申込書、入札保証金提出書兼返還請求書及び入札書の記入については、巻末の様式記入例（39～41ページ、44～45ページ、47ページ）を参照してください。

※ **提出書類は指定の様式を使用してください。**

■ 封筒について

○ 入札書を入札書提出用封筒に入れて、封緘をしっかり糊付けし、申込者印で封印してください。

○ 上記の提出書類を入札関係書類送付用封筒に入れて、提出してください。

※ **封筒の作成については、巻末の封筒作成例（48ページ）を参照してください。**

■ 入札受付期間

令和8年10月30日（金）から令和8年12月３日（木）【必着】

ただし、最終日のみ、**持参・郵送とも午後5時必着とします。**

■ 入札に必要な書類と入手方法については、以下のとおりです。

○ 入札に必要な書類の内容

①入札案内 ②入札書 ③入札保証金提出書兼返還請求書 ④歳入歳出外現金納付書

⑤一般競争入札参加申込書 ⑥役員等一覧 ⑦委任状

なお、①から⑦はホームページからもダウンロードできます。

○　郵送による入手を希望される場合

以下のものを、宮崎県総務部財産総合管理課まで郵送してください。到着後、速やかに発送します。

1セットにつき、返信用封筒（角形2号／定形外）に返信先をご記載の上、返信用切手350円を貼付し、電話番号等連絡先のメモと一緒にお送りください。

※返信用封筒はレターパックでも可能です。

○　配布場所（郵送あて先）

宮崎県　総務部　財産総合管理課（財産活用担当）

〒880－8501　宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

■　入札書作成に当たっての注意事項

（1）入札書には、**入札者の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者名）、物件番号、物件名称及び金額を**記入の上、**入札者の印鑑（登録印）を必ず押印**してください。

（2）**一般競争入札参加申込書、入札書及び入札保証金提出書兼返還請求書に押印する印鑑はすべて同じもの（登録印）を使用してください。**

（3）入札書への金額の記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に￥マークを付け、物件の総額（消費税込み）を記入してください。

（4）**提出済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。**

（5）**次のいずれかに該当する入札は、無効とします。**

（ア）入札参加資格のない者（共有者を含む）がした入札

（イ）入札金額が予定価格に達しない入札

（ウ）入札金額が入札保証金の20倍を超える入札

（エ）入札書の表記金額を訂正した入札

（オ）入札者（共有者を含む。）が1人で1物件につき2枚以上の入札をした場合、その全部の入札

（カ）入札書の記載内容が識別し難い入札

（キ）入札に関し、連合その他の不正な行為、秩序を乱す行為を行った者がした入札

（ク）その他、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に定める一般競争入札参加者の資格を有しない者のした入札

（ケ）一般競争入札実施要領に違反した入札

■　提出書類の作成要領

≪入札書≫

○　入札金額（税込み額）及び必要事項を記入してください。

○　入札書には、入札者欄に入札者本人の住所・氏名（法人の場合は法人の所在・法人名及び代表者名）を記入し、印鑑登録印で押印してください。

○ 共有名義で入札を行う場合は、入札参加申込み時に定めた代表者の住所・氏名（法人の場合は前記同様）を記入し、印鑑登録印で押印してください。
○ 金額記入には、アラビア数字（0、1、2、3…）の字体を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。
○ 黒または青のボールペンで記入してください。（鉛筆やこすると消えるペンなど、消去可能な筆記用具で記入しないでください。）
○ 入札書提出用封筒に必要事項を記入の上、入札書のみを入れて封（のりづけ）をし、印鑑登録印で割印をしてください。

≪入札保証金提出書兼返還請求書≫

○ 入札保証金提出書兼返還請求書に必要事項を記入し、印鑑登録印を押印してください。
○ 入札保証金返還用口座は、必ず入札者本人名義の金融機関口座を記入してください。なお、共有で申込みした場合は、代表者の口座を記入してください。
○ 入札保証金返還用口座は、通帳等を確認し正確に記入していただくとともに、通帳の写し（カナ口座名義、口座番号、金融機関名及び支店名の表示されている面）を添付してください。
○ 裏面に、入札保証金納付済を証する「領収証」（金融機関の領収印があるもの）をコピーしたものを原本の大きさに切り、貼り付けしてください。

上記要領で作成した≪入札書≫を入れた入札書提出用封筒、≪入札保証金提出書兼返還請求書≫及び≪一般競争入札参加申込書≫を、入札関係書類送付用封筒に入れて、提出してください。なお、郵送の場合は、必ず一般書留郵便又は簡易書留郵便で上記提出先まで郵送してください。

■ 入札の中止

入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがあります。この場合において、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、本県は補償の責任を負いません。

※「一般競争入札実施要領に違反した入札」の例

- 指定の日時までに入札書が宮崎県に到着しなかった場合
- 所定の入札書及び入札保証金提出書兼返還請求書を用いていない入札
- 入札保証金を納付していない者の入札
- 入札者（共有者を含む。）の住所（法人の場合は所在地。以下同じ。）、氏名（法人の場合は法人名及び代表者名。以下同じ。）、物件番号、物件名称及び金額の全部又は一部が**入札書**に記載されていない入札
- 入札者（共有者を含む。）の住所、氏名、物件番号、物件名称、入札保証金額、入札保証金の還付する場合の口座に係る金融機関名、預金の種目、口座番号及び口座名義人氏名の全部又は一部が**入札保証金提出書兼返還請求書**に記載されていない入札
- **入札保証金提出書兼返還請求書の裏面**に、入札保証金を金融機関で納付した際に受け取った領収証（金融機関領収印押印済のものに限る。）の写しが貼付されていない入札

・ 入札者（共有者を含む。）の住所、氏名、生年月日及び性別（法人の場合は代表者の生年月日及び性別）の全部又は一部が一般競争入札参加申込書に記載されていない入札
・ 入札書、入札保証金提出書兼返還請求書及び一般競争入札参加申込書の記載内容が一致しない入札
・ 入札書、入札保証金提出書兼返還請求書に押印がない入札
・ 入札書、入札保証金提出書兼返還請求書及び一般競争入札参加申込書に押印した印鑑が一致しない入札

7　開　札

■ 日時

〔物件1〕 令和8年12月10日（木） 午前10時
〔物件2〕 令和8年12月10日（木） 午前11時
〔物件3〕 令和8年12月10日（木） 午後 1時

■ 場所

宮崎県庁本館１階　西会議室

○ 開札当日の受付は、開始時間15分前から行います。
○ 地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により、開札は入札者の立会いのもとに行います。なお、入札者の立会いは任意です。

■ 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

（1） 有効な入札を行った入札者のうち、入札金額が、宮崎県が定める予定価格（最低売却価格）以上で、かつ最高の価格をもって入札した者（最高価格入札者）を落札者とします。

（2） （1）の最高価格入札者が2者以上あるときは、開札後、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。この場合、当該最高価格入札者はくじ引きを辞退することができません。

（3） （2）のくじ引きは、入札者の代理人がくじを引くことができます。入札者の代理人がくじを引く場合は、委任状（巻末の様式記入例を参照）に入札者の印鑑登録証明書を添えて提出し、宮崎県の確認を受けてください。

委任状及び印鑑登録証明書は開札当日に提出してください。

（4） 入札者又はその代理人がくじ引きを行う場合、本人であることの確認をさせていただきます。運転免許証、健康保険証、マイナンバー（個人番号）カード、旅券、宅地建物取引士証など本人確認ができる書類（原本）をご持参ください。

（5） 開札会場に入札者又はその代理人がいない場合（入札者の代理人が前項の確認を受けられなかった場合を含む。）は、宮崎県の指定した者が当該入札者に代わってくじを引きます。

（6） 開札結果は、宮崎県ホームページで公表します。
また、入札の公平性・透明性確保のため、入札内容（物件名称、物件所在地、数量等、入札者の氏名（個人の場合は特定個人の識別情報のため非公表）・入札金額）をホームページにおいて公表します
ので、入札者はこのことを了承した上で入札してください。

（7） 共有名義で入札に参加された方が落札者となった場合、速やかに次の事項に関する申立書を提出してください。

① 落札した土地の所有権持分割合
② 契約金額の負担区分
③ 入札保証金の充当金額区分
④ 登録免許税額の負担区分

■ 入札結果

開札当日に立会されなかった入札者には、郵送にて入札結果を送付します。

8 住民票等の提出

落札者（共有者を含む。）が個人の場合は住民票及び印鑑証明書（原本）を、法人の場合には現在事項全部証明書及び印鑑証明書（原本）を落札後速やかに提出してください。

9 契約の締結

■ 契約締結

（1）落札者は、落札決定の日から起算して14日以内に契約金額（落札価格）の1割以上の額を契約保証金として本県が交付する納付書により、宮崎県公金取扱金融機関（14ページ）で納付し、売買契約を締結していただきます。（入札保証金は契約保証金に充当します。）
（2）落札者が契約を期限までに締結しない場合は、その落札は失効し、入札保証金は返還いたしません。
（3）落札者が契約を履行しないときは、契約保証金は返還いたしません。
（4）売買契約書に貼る収入印紙は、購入者の負担となります。
（5）入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。

■ 契約上の条件

一般競争入札により売買契約を締結する場合は、原則として次に掲げる条件を付します。

（1）禁止用途

契約締結の日から起算して10年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に使用してはならない。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき法の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている団体の事務所又はその他これらに類するものの用途に使用してはならない。また、これらの用途に使用されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（2）違約金の徴収

上記に違反した場合は、売買契約を解除し、売買代金の3割相当額を違約金として支払っていただきます。

■ 売買代金の納付

落札者は契約日から起算して30日以内に、県が交付する納入通知書により宮崎県公金取扱金融機関（13ページ）で納付していただきます。契約保証金を売買代金の一部に充当します。

■ **所有権の移転等**

(1) 所有権は売買代金の納付があった時に移転するものとし、同時に当該物件(土地及び建物)を引渡したものとします。

(2) 当該物件は現状有姿のまま引渡します。

(3) 所有権の移転登記は、本県が行い、購入者に登記識別情報通知をお渡しします。

(4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

(5) 所有権移転登記は、売買代金完納の確認及び郵送対応のため、ある程度の期間を要します。

10　その他の注意事項

⑴　**物件は、既存建物や工作物、地下埋設物、その他存置物すべてを現状有姿【あるがままのかたち】で引渡しますので、必ず事前に現地を確認してください。(図面が現状と相違している場合及び物件調書に記載以外の既存工作物や地下埋設物、その他存置物があった場合でも、現状を優先します。)**

なお、売買物件を利用するに当たり、それらの除却や改修、地盤改良等が必要であるときは、すべて落札者の費用負担において行っていただきます。また、売買物件の周辺環境についても事前に確認してください。

⑵　**売買物件を利用するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、公序良俗に反することのないようにしてください。**また建築確認や開発許可において、都市計画法、建築基準法及び県、市町村の条例等により、指導が行われる場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。

⑶　土地の形質の変更を3,000㎡以上行う際には、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく届出が必要になります。

⑷　**売買物件の土地利用に関する隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて落札者において行っていただきます。**

⑸　**越境物に関する隣接土地所有者との協議については、すべて落札者において行っていただきます。**

⑹　売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、宮崎県の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

⑺　落札者は、売買契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買物件の補修、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡による履行の追完請求、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第２条第１項に規定する「消費者」である場合にあっては、この限りではありません。

⑻　落札者が、売買契約に定める義務を履行しないため宮崎県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

⑼　所有権移転登記後に発生する公租公課費（不動産取得税及び固定資産税）は、落札者の負担となります。特に建物は、解体せずにそのまま使用されなくても不動産取得税と固定資産税は課税されます。詳細は、不動産取得税については、各県税・総務事務所に、固定資産税については、各市町村の税務課または資産税課にお尋ねください。

取扱金融機関一覧

国内所在の店舗で納付できる金融機関
宮崎銀行
宮崎太陽銀行
みずほ銀行
福岡銀行
西日本シティ銀行
肥後銀行
大分銀行
鹿児島銀行
南日本銀行
九州労働金庫
熊本県信用組合

宮崎県内所在の店舗で納付できる金融機関
信用金庫
信用組合
信用農業協同組合連合会
農業協同組合
信用漁業協同組合連合会

物　件　調　書

名称		元緑ケ丘駐在所							
区分		土地・建物	所在地	延岡市緑ケ丘四丁目5番2					
土地	面積(㎡)	公簿	362.46	地目	公簿	宅地	地上権等の設定	なし	
		実測	362.46		現況	宅地			
建物	種類	事務所兼居宅(未登記)		床面積(㎡)	(台帳)	117.90	建物(その他)		
	構造	木造スレート葺2階建		築年月	平成5年3月				
		令和5年3月末まで駐在所として利用していた。							
現有施設以前の利用状況 (地下埋設物・土壌汚染関連は必須)		不明							
接道状況		南側:緑ケ丘4号線(幅員約6.0mの舗装市道)に概ね等高～約1.0m高く接面している。 東側:緑ケ丘4号線(幅員約6.0～6.5mの舗装市道)に約0.3～0.4m高く接面している。 西側:緑ケ丘通線(幅員約12mの両歩道付舗装市道)に約1.3m高く接道している。							
法令等による制限	都市計画法による制限	区域区分	都市計画区域(市街化区域)						
	建築基準法による制限	用途地域	第二種中高層住居専用地域						
		建ぺい率	60%						
		容積率	200%						
		防火指定	指定なし						
	その他の制限 (がけ条例含む)	なし							
私道に関する負担等に関する事項		なし							
供給処理の状況				配管の状況	事業所名				
		電　気		あり	九州電力(株)延岡営業所				
		都市ガス		あり	宮崎ガス(株)延岡支店				
		上水道		あり	延岡市上下水道局				
		下水道		あり	延岡市上下水道局				
目視で確認された不具合 (ひび割れ・雨漏り・破損等)		築後約32年を経過しており、摩滅・老朽化等が認められる。							

（昭和56年5月31日以前に新築された住宅の場合） 新耐震基準等に適合していることを証する書類の有無 （有の場合、書類の名称）		
耐震診断の実施（有の場合、その結果内容）		
土砂災害警戒区域の該当		区域外
津波災害警戒区域の該当		区域内
該当する水害ハザードマップの種類		津波 ※備考欄参照
石綿使用調査の実施（有の場合、その結果内容）		
埋蔵文化財調査の必要性		なし
県以外の者が所有する 電柱等の物件の設置状況		本柱1本（九州電力送配電株式会社　延岡配電事業所）
交通機関 （道路距離）	鉄　道	JR日豊本線「南延岡」駅まで約1.5km
	バ　ス	宮崎交通バス「緑ヶ丘」停留所まで約100m
公共施設 （道路距離）	役　所	延岡市役所まで約4.4km
	小学校	延岡市立緑ヶ丘小学校まで約70m
	中学校	延岡市立南中学校まで約200m

備考

1　現状有姿（外周の金網フェンス、カーポート、ポール、外灯、掲示板、自転車置場等を含む）のまま引き渡します。

2　津波ハザードマップでの津波の浸水想定は、0.3～1.5mになります。

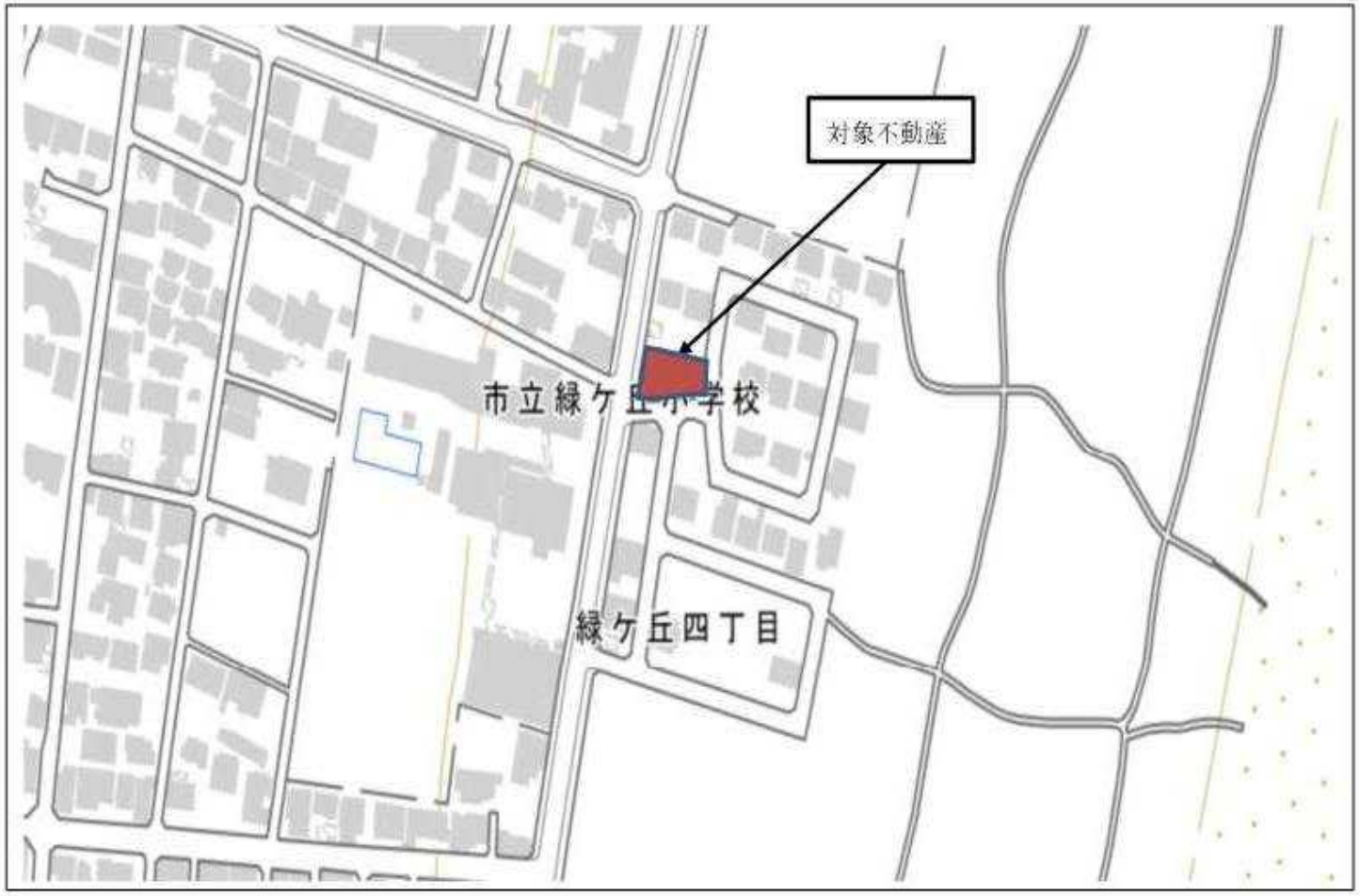
【元緑ヶ丘駐在所】

位置図



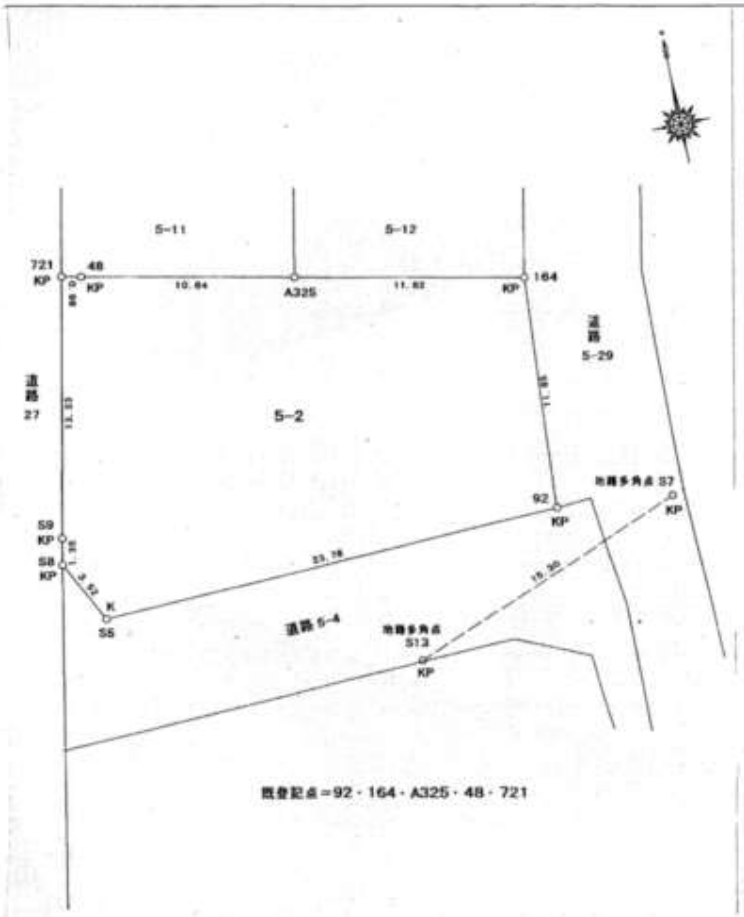
【元緑ヶ丘駐在所】

案内図



【元緑ヶ丘駐在所】

地積測量図

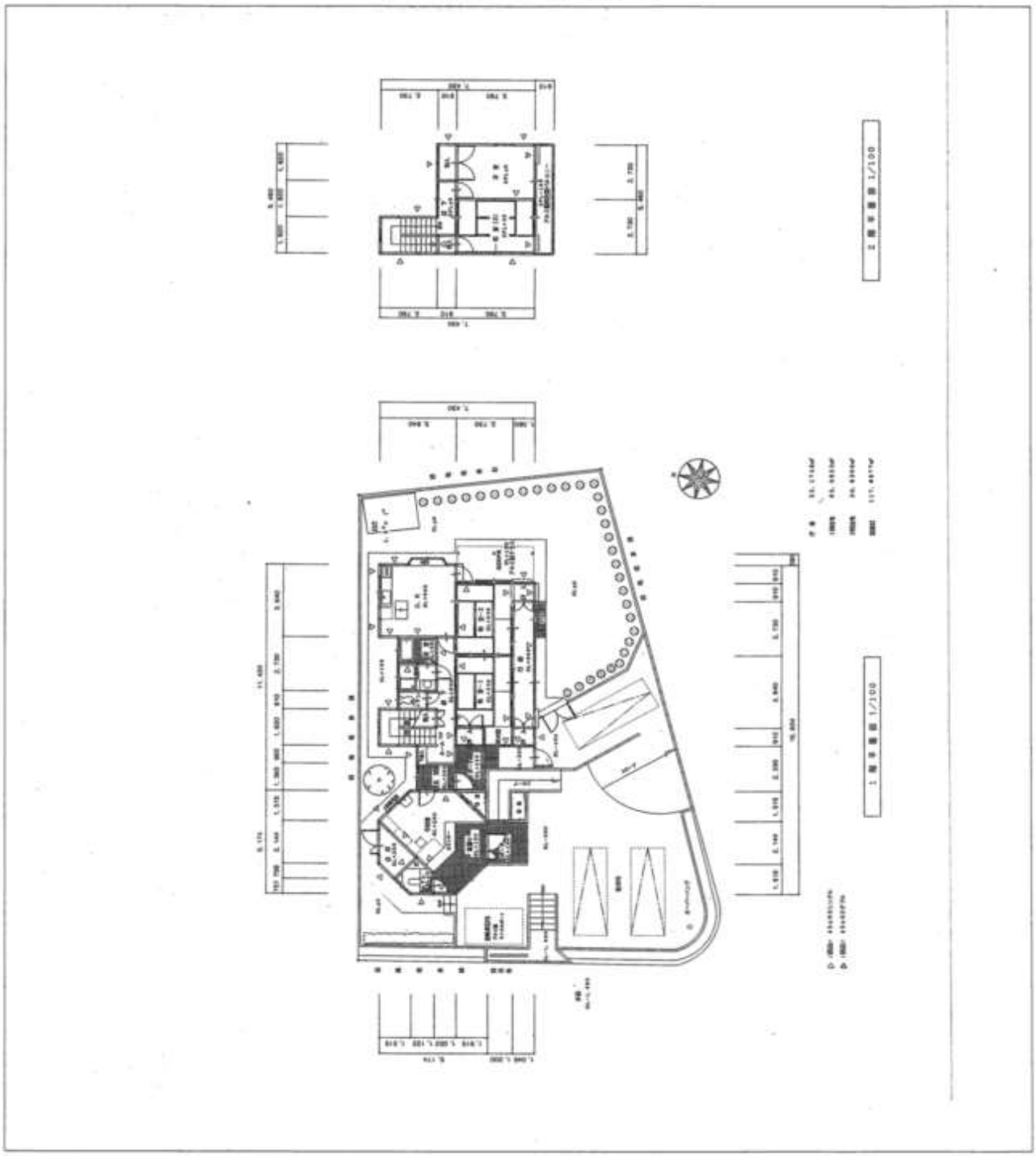


地番	5-2				
測点	X座標	Y座標	Xn+1−Xn−1	Yn×(Xn+1−Xn−1)	距離
92	−49642.534	64078.693	−12.673	−812069.276389	23.78
S5	−49643.386	64054.928	2.305	147646.609040	3.52
S8	−49640.229	64053.377	4.484	287215.342468	1.35
S9	−49638.902	64053.641	14.377	920899.196657	13.33
721	−49625.852	64056.361	12.648	822996.126128	0.98
48	−49626.054	64057.321	−2.430	−155659.290030	10.84
A325	−49628.282	64067.934	−4.659	−298492.504506	11.83
164	−49630.713	64079.507	−14.253	−913261.133764	11.85
	倍面積	724.930396	面積	362.4651980	
			地積	362.46 ㎡	
			坪数	109.64 坪	

※縮小しておりますので、形状の目安にしてください

【元緑ヶ丘駐在所】

建物平面図



※縮小しておりますので、形状の目安にしてください

物　件　調　書

名称	元大武教職員住宅Ⅲ棟								
区分	土地・建物	所在地	延岡市大武町5293番1						
土地	面積(㎡)	公簿	1,250.18	地目	公簿	宅地	地上権等の設定	なし	
		実測	1,250.18		現況	宅地			
建物	種類	共同住宅		床面積(㎡)	(公簿)	787.81	建物(その他)	・倉庫(登記済):軽量鉄骨造亜鉛ﾒｯｷ鋼板葺平家建(25.31㎡) ・倉庫(登記済):軽量鉄骨造亜鉛ﾒｯｷ鋼板葺平家建(25.31㎡) ・ポンプ室(登記済):鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根平家建(8.40㎡)	
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建		築年月	昭和54年8月				
現有施設の利用状況 (地下埋設物・土壌汚染関連は必須)	令和5年3月末まで職員宿舎として使用していた。								
現有施設以前の利用状況 (地下埋設物・土壌汚染関連は必須)	不明								
接道状況	北側:栗野名牧線(幅員約7.8mの舗装市道)に約0～1.2m高く接面している 西側:大武無鹿線(幅員約6.0mの舗装市道)に約0～1.2m高く接面している。								
法令等による制限	都市計画法による制限	区域区分	都市計画区域(市街化区域)						
	建築基準法による制限	用途地域	第一種住居地域						
		建ぺい率	70%						
		容積率	200%						
		防火指定	指定なし						
	その他の制限 (がけ条例含む)	なし							
私道に関する負担等に関する事項	なし								
供給処理の状況		配管の状況	事業所名						
	電　気	あり	九州電力延岡営業所						
	都市ガス	なし							
	上水道	あり	延岡市上下水道局						
	下水道	あり	延岡市上下水道局						
目視で確認された不具合 (ひび割れ・雨漏り・破損等)	築後約47年経過し、経年相応の破損等が見られる。								

（昭和56年5月31日以前に新築された住宅の場合） 新耐震基準等に適合していることを証する書類の有無 （有の場合、書類の名称）		
耐震診断の実施（有の場合、その結果内容）		
土砂災害警戒区域の該当		区域外
津波災害警戒区域の該当		区域内
該当する水害ハザードマップの種類		津波、洪水 ※備考欄参照
石綿使用調査の実施（有の場合、その結果内容）		有：別紙「元大武教職員住宅Ⅲ棟」アスベスト含有調査結果のとおり ※備考欄参照
埋蔵文化財調査の必要性		なし
県以外の者が所有する 電柱等の物件の設置状況		
交通機関 （道路距離）	鉄　道	JR日豊本線「延岡」駅まで約2.1km
	バ　ス	宮崎交通「柚の木田公民館前」停留所まで約500m
公共施設 （道路距離）	役　所	延岡市役所まで約3.8km
	小学校	延岡市立東海東小学校まで約700m
	中学校	延岡市立東海中学校まで約1.5km

備考

1　現状有姿（金網フェンス等を含む）のまま引き渡します。

2　アスベスト含有調査結果については、宮崎県財産総合管理課（財産活用担当）にお尋ねください。

3　地中に基礎杭あり（PC杭82本　φ300　L＝10.0m）。

4　ハザードマップでの津波の浸水想定は、1.5m～3.0mになります。

5　ハザードマップでの洪水の浸水想定は、0.5m～3.0m未満になります。

6　当該土地北東側に防火水槽があります。防火水槽を撤去する際は、事前の協議が必要です。詳細は、延岡市消防本部警防課（警防係）にお尋ねください。

別紙「元大武教職員住宅III棟」アスベスト含有調査結果

NO	名称	部屋名	部位	施工建材名	分析結果	レベル
1	外部	外部	外壁	吹付タイル	含有なし	－
2	外部	階段	巾木	防水モルタル	含有なし	－
3	外部	階段	腰壁	防水モルタル＋ＶＰ	含有なし	－
4	外部	階段	天井	吹付塗装	含有なし	－
5	外部	バルコニー	天井	リシン吹付	含有なし	－
6	外部	バルコニー	隔板	石綿セメント板	含有（クリソタイル）	3
7	各部屋	玄関	腰壁	モルタル＋クロス	含有（クリソタイル）	3
8	各部屋	玄関	天井	プラスターボード	含有なし	－
9	各部屋	便所	床	モザイクタイル（25角）	含有なし	－
10	各部屋	便所	壁	タイル（75角）	含有なし	－
11	各部屋	和室6畳	壁	塗壁	含有なし	－
12	各部屋	洋間	壁	クロス壁	含有なし	－
13	各部屋	洋間	天井	吸音板	含有なし	－
14	各部屋	台所	壁	石綿版	含有（クリソタイル）	3
15	各部屋	台所	背面壁	石膏ボード＋クロス	含有なし	－
16	単身用	台所	壁	モルタル＋ＶＰ	含有なし	－
17	単身用	浴室	壁	モルタル＋ＶＰ	含有なし	－
18	単身用	便所	天井	石綿版	含有（クリソタイル）	3
19	外部	屋上	屋根	防水シート	含有なし	－
20	外部	プロパン庫	屋根	大波スレート	含有（クリソタイル）	3
21	外部	ポンプ室	外壁	リシン吹付	含有なし	－
22	外部	門柱	門柱	吹付タイル？	含有なし	－
	以下余白					

【元大武教職員住宅Ⅲ棟】

位置図



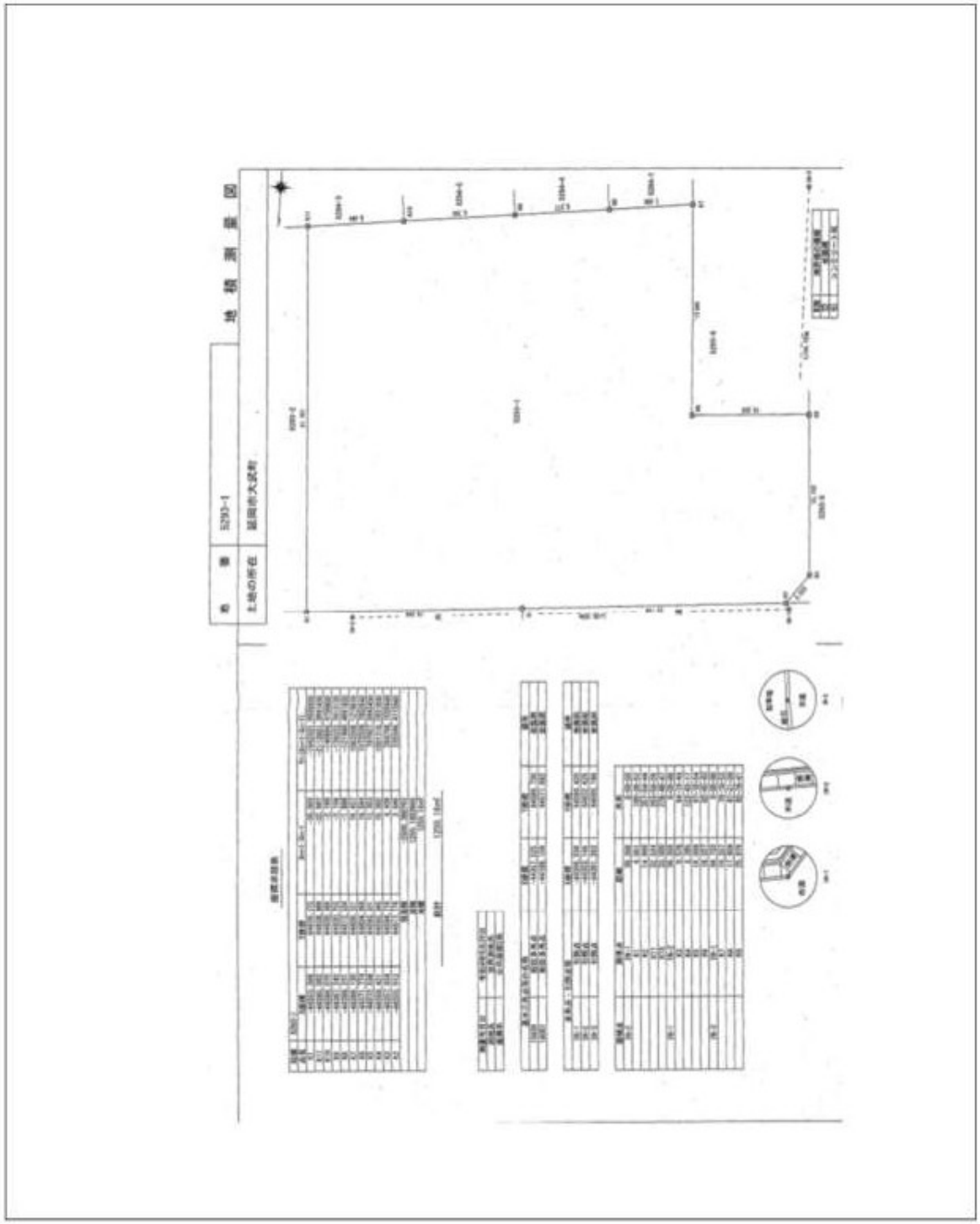
【元大武教職員住宅Ⅲ棟】

案内図



【元大武教職員住宅Ⅲ棟】

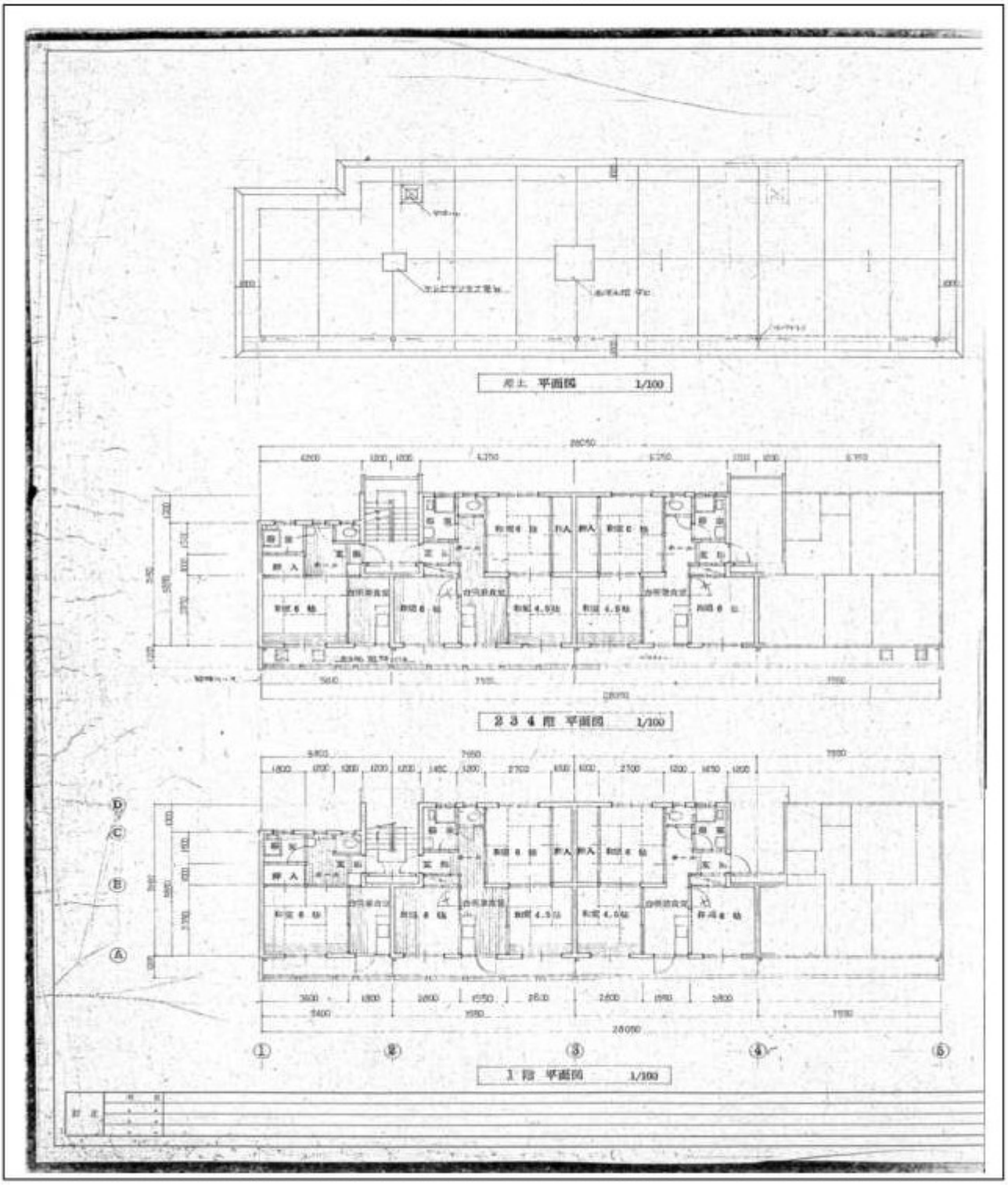
地積測量図



※縮小しておりますので、形状の目安にしてください

【元大武教職員住宅Ⅲ棟】

建物平面図



※縮小しておりますので、形状の目安にしてください

物　件　調　書

名称		元単身寮霧島									
区分		土地・建物	所在地	小林市細野字沢牟田2037番2							
土地	面積(㎡)	公簿	664.55	地目	公簿	宅地	地上権等の設定	なし			
		実測	664.55		現況	宅地					
建物	種類	共同住宅		床面積(㎡)	(公簿)	375.23	建物(その他)	倉庫(登記済):軽量鉄骨造スレート葺平家建(20.00㎡)			
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建		築年月	昭和52年5月						
現有施設の利用状況 (地下埋設物・土壌汚染関連は必須)		令和3年3月末まで職員宿舎として使用していた。									
現有施設以前の利用状況 (地下埋設物・土壌汚染関連は必須)		不明									
接道状況		北東側:沢牟田・北八反線(幅員約8.7mの舗装市道)に概ね等高に接面している。									
法令等による制限	都市計画法による制限	区域区分	非線引都市計画区域								
	建築基準法による制限	用途地域	第一種住居地域								
		建ぺい率	60%								
		容積率	200%								
		防火指定	指定なし								
	その他の制限 (がけ条例含む)	なし									
私道に関する負担等に関する事項		なし									
供給処理の状況			配管の状況	事業所名							
		電　気	あり	九州電力都城営業所							
		都市ガス	なし								
		上水道	あり	小林市上下水道局							
		下水道	あり	小林市上下水道局							
目視で確認された不具合 (ひび割れ・雨漏り・破損等)		築後約49年を経過しており、劣化・汚損・陳腐化は認められる。									

（昭和56年5月31日以前に新築された住宅の場合） 新耐震基準等に適合していることを証する書類の有無 （有の場合、書類の名称）		
耐震診断の実施（有の場合、その結果内容）		
土砂災害警戒区域の該当		区域外
津波災害警戒区域の該当		区域外
該当する水害ハザードマップの種類		
石綿使用調査の実施（有の場合、その結果内容）		有：別紙「元単身寮霧島」アスベスト含有調査結果のとおり ※備考欄参照
埋蔵文化財調査の必要性		
県以外の者が所有する 電柱等の物件の設置状況		
交通機関 （道路距離）	鉄　道	JR吉都線「小林」駅まで約700m
	バ　ス	宮崎交通「永田町」停留所まで約300m
公共施設 （道路距離）	役　所	小林市役所まで約1.3km
	小学校	小林市立小林小学校まで約1.0km
	中学校	小林市立小林中学校まで約2.5km

備考

1　現状有姿（CB積塀、金網フェンス等を含む）のまま引き渡します。

2　地中に基礎杭あり（PC杭50本　φ300　L=9.0m）。

3　アスベスト含有調査結果については、宮崎県財産総合管理課（財産活用担当）にお尋ねください。

4　霧島火山防災マップでは、大幡池噴火時に20cm以上降灰の恐れのある範囲に該当する。詳細は、小林市危機管理課にお尋ねください。

5　当該土地は、宅地造成等工事規制区域に該当する。詳細は、宮崎県盛土対策課（盛土規制担当）にお尋ねください。

6　当該土地は、小林市景観条例に基づく景観計画区域のため建築行為等をする場合、計画規模により「届出」が必要となります。詳細は、小林市経済建設部（建設課）にお尋ねください。

別紙「元単身寮霧島」アスベスト含有調査結果

NO	名称	部屋名	部位	施工建材名	分析結果	レベル
1	外部	外部	外壁	吹付タイル	含有（クリソタイル）	3
2	外部	外部	外壁	磁器タイル	含有なし	－
3	外部	外部	軒天	リシン吹付	含有なし	－
4	各部屋	廻り	目地	コーキング	含有なし	－
5	外部	屋上	屋根	アスファルト防水	含有なし	－
6	各部屋	各部屋	床	長尺シート	含有（クリソタイル）	3
7	各部屋	各部屋	内壁	ラフトン吹付	含有（クリソタイル）	3
8	各部屋	各部屋	内壁	モルタル薄塗材	含有（クリソタイル）	3
9	各部屋	各部屋	内壁	モルタル	含有（クリソタイル）	3
10	各部屋	各部屋	内壁	クロス＋京壁	含有なし	－
11	各部屋	各部屋	床・内壁	タイル下地	含有なし	－
12	各部屋	各部屋	天井	ひる石＋石膏ボード	含有なし	－
13	各部屋	各部屋	天井	岩綿吸音板	含有なし	－
14	各部屋	各部屋	天井	石膏ボード	含有なし	－
15	外部	機械室	配管エルボ	配管保温材	含有なし	－
	以下余白					

【元単身寮霧島】

位置図


本町
193.1
.201
文化会館
駅南
小林駅
永田町
対象不動産
.211
上町
206.2
.208
zoom=16 標高:196.85m

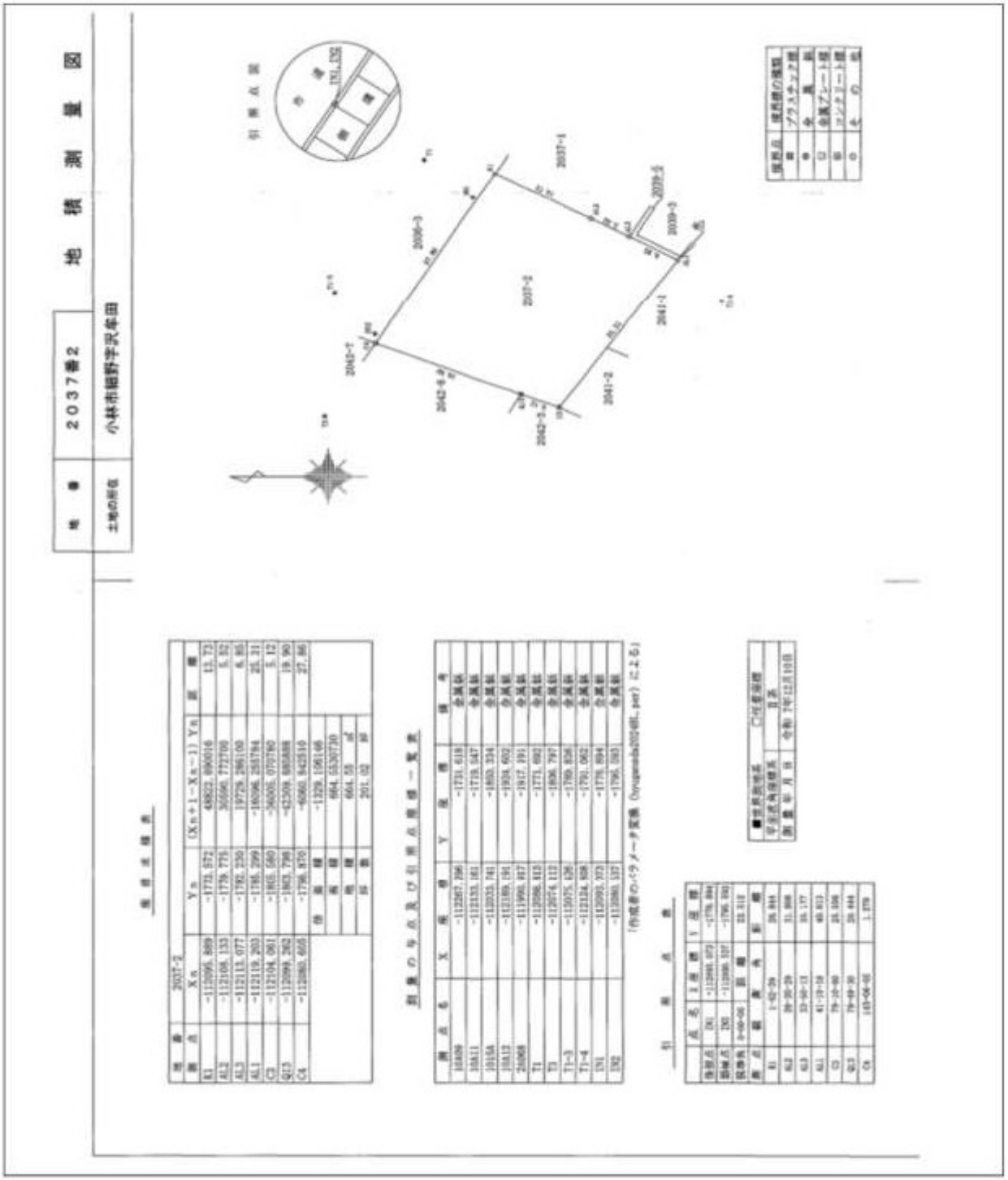
【元単身寮霧島】

案内図



【元単身寮霧島】

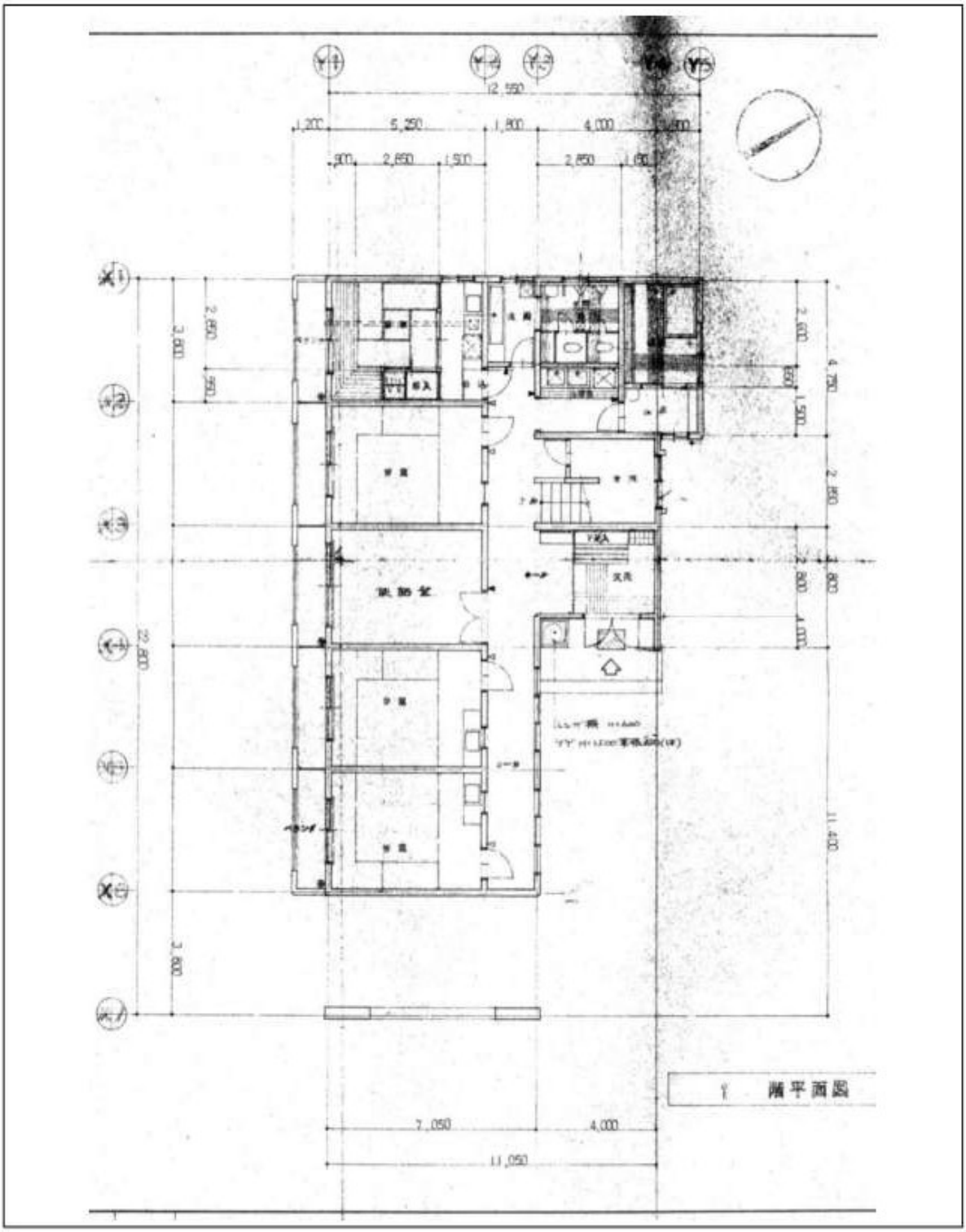
地積測量図



※縮小しておりますので、形状の目安にしてください

【元単身寮霧島】（1／2）

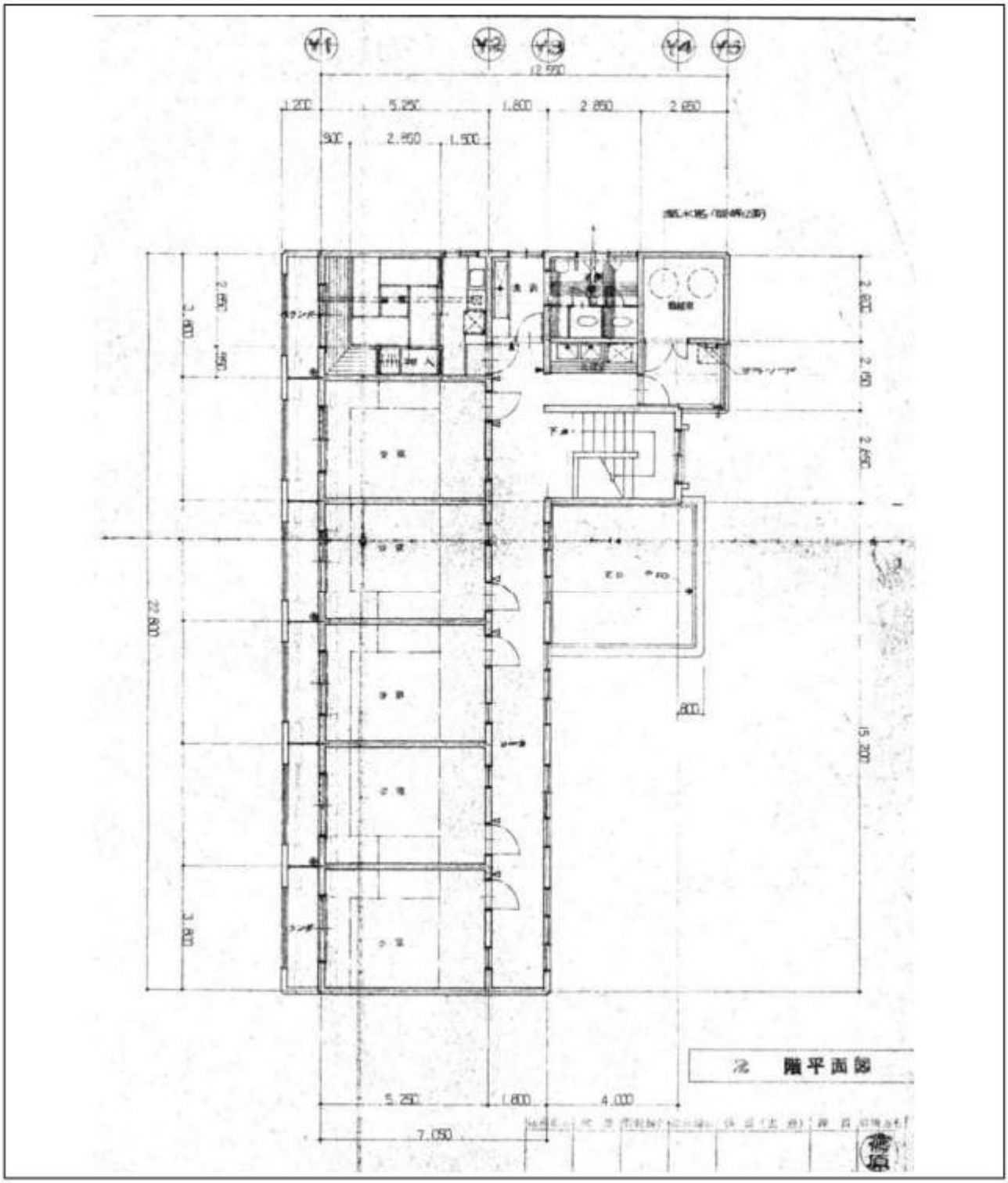
建物平面図



※縮小しておりますので、形状の目安にしてください

【元単身寮霧島】（2／2）

建物平面図



※縮小しておりますので、形状の目安にしてください

契約書式例

不動産売買契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、その所有する末尾記載の物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買い受ける。

（売買代金）

第２条　売買代金は、金　　円（うち消費税及び地方消費税相当額　　円）とする。

（契約保証金）

第３条　乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金　　円を甲に納付しなければならない。

２　前項の契約保証金は、第１４条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

３　第１項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

４　第１項の契約保証金は、第４条の義務を履行したときは売買代金の一部に充当するものとする。

５　甲が第１２条に定める契約解除した場合は、第１項の契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（代金の支払）

第４条　乙は、売買代金をこの契約締結の日から起算して３０日以内に、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する場所に納付しなければならない。

（遅延利息）

第５条　乙は、第４条に定める支払を遅延したときは、その遅延日数に応じ、遅延金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合により算定した額を甲に支払わなければならない。ただし、当該額に１００円未満の端数があるとき、又はその全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（所有権の移転及び登記）

第６条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき乙に移転するものとし、その引渡しも同時に行われたものとする。

２　所有権移転登記手続は、前項の規定により所有権が移転した後、乙の請求により甲において速やかに行うものとする。この場合の登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第７条　この契約締結後、甲乙双方の責めに帰することができない事由によって、甲が売買物件の引渡し義務を履行することができなくなったときは、乙は、売買代金の支払を拒むことができるものとし、この場合甲は契約保証金を返還するものとする。

２　乙の責めに帰すべき事由によって引渡し義務を履行することができなくなったときも、乙は、売買代金の支払義務を免れない。

（担保責任）

第８条　乙は、売買物件の引渡し後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買物件の補修、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約解除をすることができないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に規定する消費者である場合は、引渡しの日から２年間に限り、乙は売買物件の補修、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約解除をすることができるものとする。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第９条　乙は、この契約締結の日から起算して１０年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又は、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸し付けてはならない。

２　乙は、この契約締結の日から起算して１０年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又は、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸し付けてはならない。

（実地調査等）

第１０条　甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行い、又は乙に対して所要の報告を求めることができるものとする。

２　乙は、正当な理由がなく前項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

（違約金）

第１１条　乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める違約金を甲に対して支払わなければならない。

(1)　第９条に定める義務に違反したとき　売買代金の１００分の３０に相当する金額

(2)　前条第２項に定める義務に違反したとき　売買代金の１００分の１０に相当する金額

２　前項の違約金は、第１４条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解しないものとする。

（契約の解除）

第１２条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合は、この契約を解除することができる。

２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(1)　第９条に定める義務に違反したとき。

(2)　乙が、一般競争入札参加申込書（又は普通財産売払申請書）に掲げる誓約事項に違反したとき。

(3)　乙が、この契約に定める義務の履行拒絶の意思を明示したとき。

(4)　前各号に掲げる場合のほか、乙がその義務を履行せず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかになったとき。

（乙の原状回復義務）

第１３条　乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、次の各号に定めるところにより原状回復義務を履行しなければならない。

(1)　売買物件を原状に回復して甲の指定する期日までに甲に返還すること。

(2)　契約解除前に売買物件の一部が滅失し、若しくはき損した場合又は乙がその一部を転売した場合等において甲が承認するときは、当該物件を現状において甲の指定する期日までに返還し、かつ、滅失、き損、転売等による当該物件の滅損額に相当する金額（契約解除時における時価による。）を甲に支払うこと。

(3)　売買物件を甲に返還することができないと認められるときは、当該物件の契約解除時の時価に相当する金額を甲に支払うこと。

２　乙は、前項第１号又は第２号の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第１４条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その義務の不履行が契約その他の義務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（有益費等の請求権の放棄）

第１５条　乙は、第１２条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

（返還金及びその利息）

第１６条　甲は、この契約を解除したときは、納付済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、第３条第５項に定める場合においては、契約保証金は返還しない。

２　前項の返還金には、利息を付さないものとする。

（返還金の相殺）
第１７条　甲は、前条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第１１条に定める違約金、第１３条に定める原状回復又は第１４条に定める損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、その返還金とそれらの金額とを相殺できるものとする。
（契約の費用）
第１８条　この契約に要する費用は、乙の負担とする。
（協議）
第１９条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）
第２０条　この契約に関する訴えの管轄は、宮崎県庁所在地を管轄区域とする宮崎地方裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

売払人（甲）　宮　崎　県
宮崎県知事　　河野　俊嗣

買受人（乙）

物件の表示

土地

所在地	区　分	地　目	公簿面積（㎡）	実測面積（㎡）

建物

種　別	構　造	床面積（㎡）

提出日をご記入下さい。

＜このページ（表面）と次のページ（裏面）を両面印刷してください＞

（表面）

一　般　競　争　入　札　参　加　申　込　書

年　　月　　日

宮崎県知事　河野　俊嗣　殿

入札者の住所・氏名と同一であること。

申込者	住　　所 （主たる所在地）	〒〇〇〇－〇〇〇〇 宮崎市〇〇町1-2-3		
	ふりがな 氏　　名 （法人の場合は名称及び代表者名）	みやざき　たろう 宮崎　　太郎		宮崎㊞
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 〇〇年〇〇月〇〇日	性別	男・女
	電話番号	〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇		

・印鑑登録印を使用すること。
・入札書と同じものを使用すること。

共有者	住　　所 （主たる所在地）			
	ふりがな 氏　　名 （法人の場合は名称及び代表者名）			㊞
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年　　月　　日	性別	男・女
	住　　所2			
	ふりがな 氏　　名 （法人の場合は名称及び代表者名）			㊞
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年　　月　　日	性別	男・女

宮崎県が売払いする下記物件を買受けたいので、下記のとおり一般競争入札に参加を申し込みます。
と相違ありません。

物件番号を記入してください。

記

1　入札物件

物件番号	名　　称	所　在　地
〇	元〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇

物件の名称を記入してください。

2　誓約事項（裏面のとおり）

（注１）複数物件に申し込まれる場合、物件ごとにこの「一般競争入札参加申込書」が必要になります。
（注２）共有名義で申し込ま　表して入札手続を行う方の住所・氏名を記入し、「共有者」欄　を記入し、押印してください。
（注３）法人で申し込まれる場合、その名称および主たる所在地並びに代表者の氏名を記載の上、役員等一覧を添付してください。
（注４）印鑑は印鑑登録証明書と同じ印鑑を使用してください。

（裏面）

誓　約　事　項

私は、このたびの入札参加申込みに当たり、次の事項を誓約します。
また、貴県が警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

1　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。
2　地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により貴県が実施する一般競争入札への参加を制限されている者でないこと。
3　次のいずれかに該当する者でないこと。
(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
(2)　当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（その目的が公の秩序又は善良の風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者
(3)　暴力団員がその経営に実質的に関与している者
(4)　自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
(5)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
(6)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(7)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
4　前記３の(1)から(7)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
5　法人の場合は、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が前記３の(1)から(7)のいずれにも該当しないこと。
6　次に掲げる不当な行為を行わないこと。
(1)　正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
(2)　入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
(3)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
(4)　契約の履行をしないこと。
(5)　契約に違反し、契約の相手方として不適当と貴県に認められること。
(6)　入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
(7)　社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
(8)　天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
7　貴県の入札説明書及び売買契約書案の各条項を熟覧するとともに、貴県の現地説明等を傾聴し、これらの事柄について全て承知の上、参加すること。後日これらの事柄について貴県に対し異議又は苦情の申立てを行わないこと。

（注）　収集した個人情報については、入札参加資格の確認のために使用し、その他の目的のためには一切使用しません。

役 員 等 一 覧

法人名：*宮崎○○株式会社*

役職名	ふりがな 氏　　名	性　別	生 年 月 日
代表取締役会長	*みやざき　たろう* *宮崎　太郎*	(男)・女	明治・大正・(昭和)・平成 *○○*年*○○*月*○○*日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日

（注）に該当するすべての方の役職名、氏名（ふりがな）、性別及び生年月日を記入してください。

（注）本様式には、役員全員及び支店又は営業所を代表する方で役員以外の方について記載してください。

≪歳入歳出外現金納付書記入例（１）≫

この「歳入歳出外現金納付書」は３枚複写です。黒のボールペンで強くはっきりと記入してください。

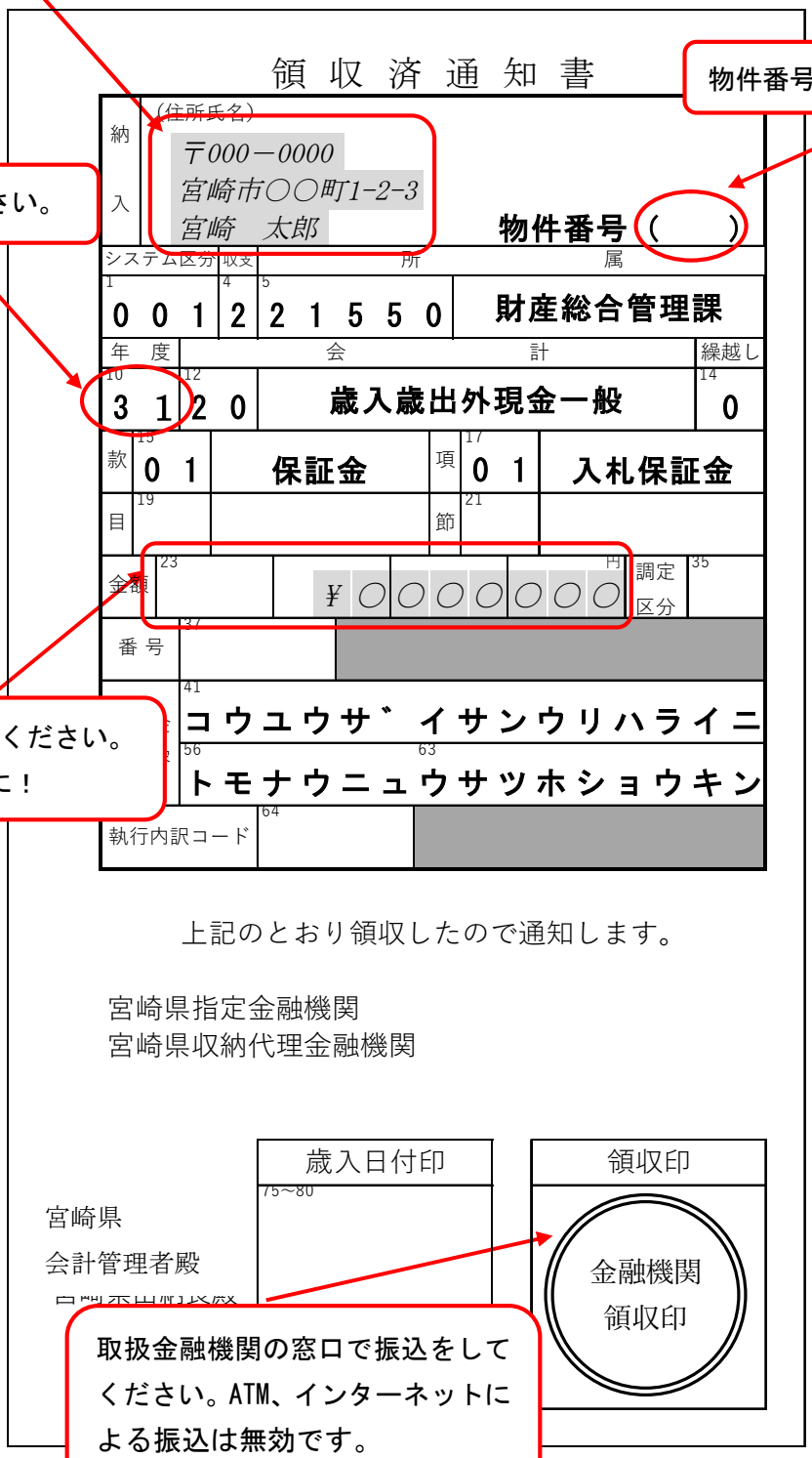
納入者の住所・氏名は、入札者の住所・氏名と同一であること。

物件番号を記入してください。

０８を記入してください。

金額を記入してください。
「¥」を忘れずに！

取扱金融機関の窓口で振込をしてください。ATM、インターネットによる振込は無効です。



領収済通知書

納入 (住所氏名)
〒000－0000
宮崎市〇〇町1-2-3
宮崎　太郎

物件番号（　　）

システム区分	収支	所属	
001	2	21550	財産総合管理課

年度	会計	繰越し
3120	歳入歳出外現金一般	0

款		項	
01	保証金	01	入札保証金

目　　節

金額 ¥〇〇〇〇〇〇〇円　調定区分

番号

コウユウサ゛イサンウリハライニ
トモナウニュウサツホショウキン

執行内訳コード

上記のとおり領収したので通知します。

宮崎県指定金融機関
宮崎県収納代理金融機関

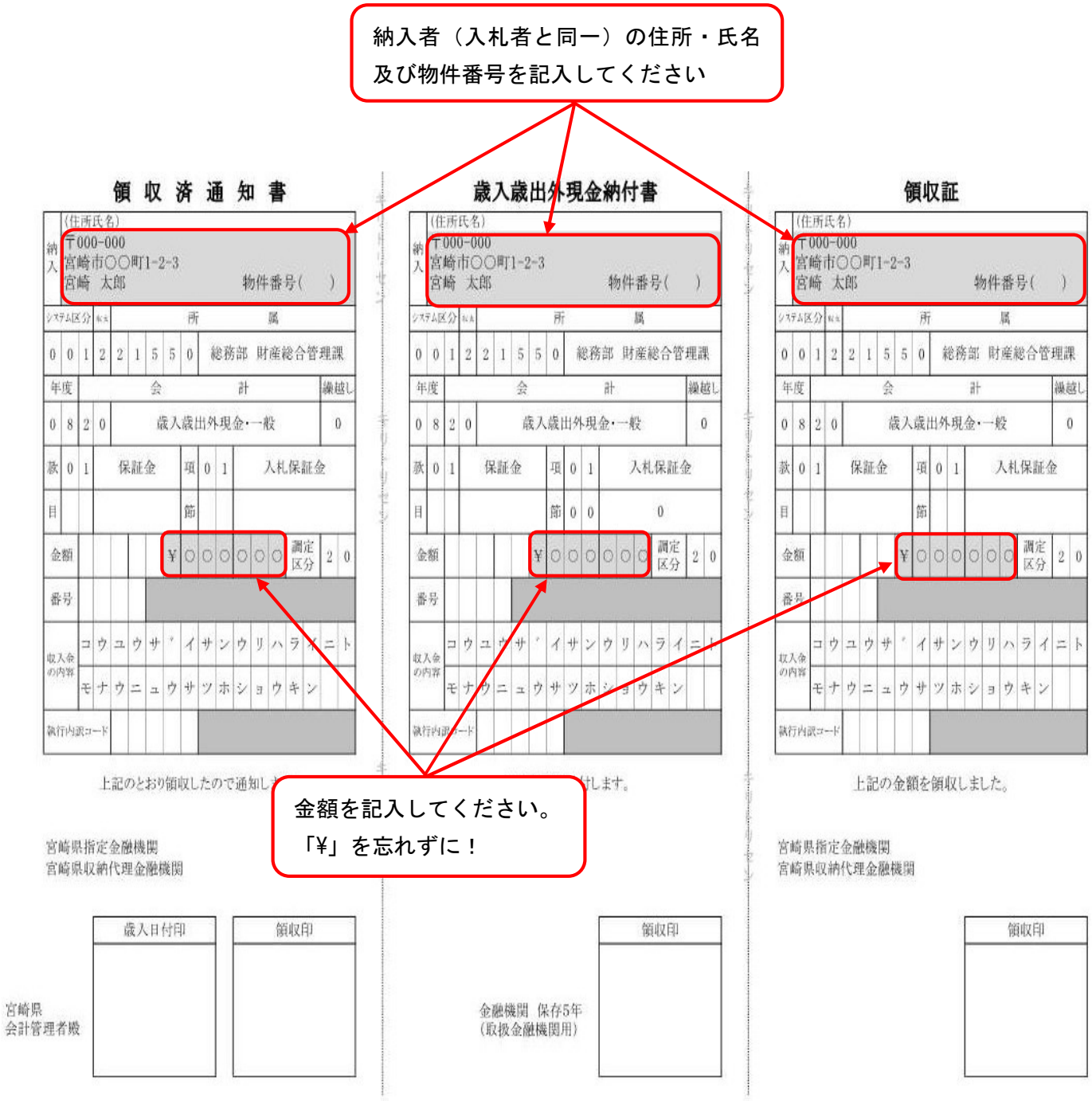
歳入日付印　領収印

宮崎県
会計管理者殿

金融機関
領収印

≪歳入歳出外現金納付書記入例（２）≫

この「歳入歳出外現金納付書」は３連符です。３箇所に納入者（入札者と同一）の住所・氏名・物件番号及び金額を記入してください。



提出日をご記入下さい。

入札保証金提出書兼返還請求書

年　　月　　日

入札者の住所・氏名と同一であること。

宮崎県知事　河 野 俊 嗣　殿

提出者　住　所　〒000－0000
宮崎市〇〇町 1-2-3

氏　名　宮崎　太郎　（実印）

（商号又は名称）

（代表者職氏名）

・印鑑登録印を使用すること
・入札書と同じものを使用すること。

私は、令和８年１２月１０日開札の県有財産（物件　：元〇〇〇〇〇〇）売却一般競争入札に係る入札保証金を下記のとおり納付しました。

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた　を下記の口座に返還してください。

物件番号及び物件名称を記入して下さい。

記

1　入札保証金額

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金　額			¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

※アラビア数字（０、１、２、３・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。

※入札保証金額は、入札価格（入札書に記入する消費税　割以上の額が必要です。

金融機関で振り込んだ入札保証金の額を記入すること。

2　保証金返還振込口座

金融機関名	（金融機関名） ××××銀行	（支店名） △△△△支店
口座種別	普通　・　当座　・　その他（　　）	
口座番号	0　0　0　0　0　0　0	右詰でご記入ください
口座名義（漢字）	宮崎　太郎	
口座名義（カナ）	ミヤザキ　タロウ	

・口座名義は、入札者本人の名義としてください。共有で入札する場合は、代表者の名義としてください。

・口座番号」をご記入ください（記号番号では振込できませ

・、金融及び支店名の表示されている面）を添付してくだ

・還付口座は、入札者と同一名義の口座とします。
・「領収証」のコピーの貼付を忘れずに！貼付がない場合、入札は無効となります。

証する「領収証」（金融機関の領収印があるもの）のコピーを原寸大の大きさに切り、貼付してください。

入札保証金納付済みを証する「領収証」コピー　貼付場所

委　　任　　状

認め印可。

代理人（受任者）　住　　所　*宮崎市〇〇町 2-3-4*

氏　　名　*大阪　花子*　㊞

私は都合により、上記の者を代理人として定め、下記物件の公有財産売却の開札においてくじを引く権限を委任いたします。

記

物件番号を記入してください。

物件名称を記入してください。

物件番号	物　　件　　名	所　　在　　地
〇	*元〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇*	*〇〇〇〇〇〇〇*

物件の所在地を記入してください。

年　　月　　日

提出日をご記入下さい。

入札者（委任者）　住　　所　*宮崎市〇〇町 1-2-3*

氏　　名　*宮崎　太郎*　㊞

入札者の住所・氏名と同一であること。

入札者（委任者）の印鑑登録印を使用してください。

住　　所

氏　　名　　㊞

住　　所

氏　　名　　㊞

宮崎県知事　　河野　俊嗣　殿

（注１）　入札者（委任者）の印鑑は、印鑑登録証明書と同じ印鑑を使用してください。

（注２）　共有名義で契約を予定される方は、入札者（委任者）欄にその共有者となる全ての方の住所・氏名を記入し押印してください。

入　札　書

物件番号をご記入下さい。

物件名称をご記入下さい。

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一
入札金額	¥	○	○	○	○	○	○	○	○

入札の目的　公有財産

（物件番号　○　：元○○○○○○○○○○○）の処分

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一
入札保証金額		¥	○	○	○	○	○	○	○

上記金額をもって買受けしたいので、契約条項及び財務規則（昭和３９年宮崎県規則第２号）並びに御指示の事項を承知して入札いたします。

・金額の先頭には必ず「¥」マークを記入すること。
・金額欄の訂正は無効になります。

年　月　日

提出日をご記入下さい。

入札者　住所　〒000-0000
宮崎市○○町1-2-3

氏名　宮崎　太郎　宮崎

・印鑑登録印を使用すること。
・入札保証金提出書兼返還請求書と同じものを使用すること。

入札保証金提出書兼返還請求書の住所・氏名と同一であること。

入札条件等確

宮崎県知事　河野　俊嗣　殿

（注）１　入札者の印鑑は、印鑑登録証明書と同じ印鑑を使用してください。
２　黒または青のボールペンでご記入ください。
３　入札書は物件ごとに別の用紙を使用してください。
４　入札の目的欄に入札物件一覧に記載されている物件番号及び部屋番号を記入してください。
５　金額はアラビア数字で記入し、はじめの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
６　金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙を用いて入札書を作成し直してください。
７　一度提出した入札書を訂正したり、取り消したりすることはできません。

入札関係書類送付用封筒（長形３号／定形）の作成例

※持参の場合は不要です。

（表）



（裏）



・宛先は第２回一般競争入札実施要領（入札案内）を御確認ください。
・「入札関係書類在中」と御記入ください。
・差出人の住所、氏名（法人の場合は名称及び代表者名）を御記入ください。
・郵送の場合は、書類到達を確実なものとするために、必ず「一般書留」又は「簡易書留」により郵送をしてください。
・入札書、一般競争入札参加申込書及び入札保証金提出書兼返還請求書を封入後、封筒をのり等でしっかり封緘してください。

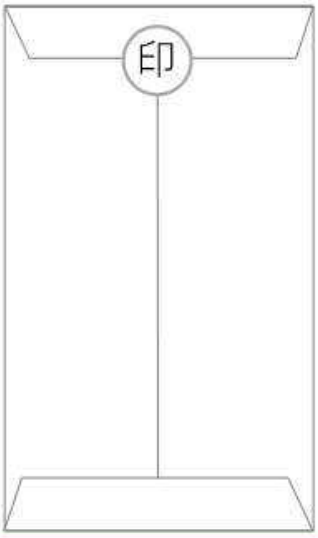
入札書提出用封筒（長形４号／定形）の作成例

※持参の場合は、この封筒に一般競争入札参加申込書及び入札保証金提出書兼返還請求書を添えて御提出ください。

（表）



（裏）



・第２回一般競争入札実施要領（入札案内）を御確認の上「入札書在中」と御記入ください。
・物件番号を御記入ください。
・入札書封入後、封筒をのり等でしっかり封緘して、貼付のつなぎ目部分に割印として押印してください。